

# 老後の安心！新しい農業者年金に加入しましょう



21世紀の日本は、超高齢・人口減少社会になると予測されています。農業引退後の長い老後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要で年金への加入はかせません。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、今の時代にぴったりの安全・安心な公的年金です。

## 加入要件

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農業に従事している家族(配偶者・後継者)も加入できます。脱退も自由です。

## 保険料額

毎月の保険料は2万円を基本に、最高6万7000円まで1000円単位で自由に設定でき、いつでも保険料額の見直しができます。

### ■長期に安定した制度です■

将来の年金受給に必要な資金をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金です。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度です。

### ■80歳までの保証が付いた終身年金です■

年金は終身受給できますが、仮に、加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した月の翌月から80歳までに受け取れる額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

### ■保険料助成が受けられます■

農業所得が900万円以下で、加入期間が20年以上見込まれ、かつ一定の条件を満たせば、国から最高半額の保険料助成があります。

### ■税制面で大きな節税■

保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象になります。また、年金の運用益は非課税です。さらに、受け取る年金についても公的年金等控除の対象となります。

## お知らせ

### 新任農業委員の紹介

仙北農業共済組合から選任の委員が、平成18年1月1日付で次の方となりました。

(新任) 五十嵐 清(千畑)

(退任) 澁谷 俊二(仙南)

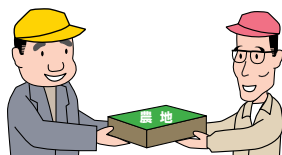
加入の申し込みやご相談は、農業委員会または最寄りのJAまで

# 農地の転用・売買・貸借等は許可を受けてから

- 「自分の農地だから、許可や届け出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っておられる方はありませんか。
- 耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。
- 農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには、「農地法」に基づく許可が必要です。



- ◆農地を耕作目的で、売買したり、貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。
- ◆なお、資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者(耕作面積が申請地を含めて50a以上)でない場合には許可されません。



- ◆農地の転用とは、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林など、農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では次のような内容を審査します。
  - ①転用の目的は適正か
  - ②転用の面積は適正か
  - ③水利など、必要な同意はあるか
  - ④付近の農業に与える影響はどうか
  - ⑤転用の目的は確実に実現できるかどうか
  - ⑥他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているかどうか



- 農地の無断転用をなくしましょう
- 大切な農地は自分で守りましょう
- 農地を埋め立てするには、事前に許可または届け出が必要です
- 仮設事務所や仮設倉庫などを農地に建てたり、駐車場にするなど農地を一時的に転用する場合も県知事の許可が必要です。審査内容も同じですが、特に実施時期、方法、担当者、費用の負担を明らかにし、確実に元の農地に復元することが求められます
- 農業振興地域内の農地は、原則として転用できません

平成17年農地関係審議件数(1月～12月)

|             |      |          |                |
|-------------|------|----------|----------------|
| 農地法 3条      | 69件  | 428,454㎡ | 所有権移転・貸借権設定    |
| 農地法 4条      | 7件   | 2,256㎡   | 所有権移転を伴わない農地転用 |
| 農地法 5条      | 16件  | 12,210㎡  | 所有権移転を伴う農地転用   |
| 農業経営基盤強化促進法 | 146件 | 853,663㎡ | 所有権移転・利用権設定    |

申請書類は、次の受付日まで早めにお願ひします。

- 農業委員会総会は、毎月10日ころ開催予定  
農地法による許可申請手続きは→前月の末日まで
- 農用地移動調整会議は、毎月24日ころ開催予定  
農業経営基盤強化促進法による申請手続きは→毎月18日まで

くわしくは、お近くの農業委員または農業委員会事務局(84-4913)へお問い合わせください